

# 緊急事態宣言解除に際しての村長メッセージ

## 村民の皆さまへ

政府は5月14日、新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言の対象地域のうち、福島県を含む39県の宣言を解除することを決定し、福島県においても、翌5月15日に「福島県緊急事態措置」を解除いたしました。

県内の感染者の発生状況は、落ち着いており、医療提供体制において、陽性患者を受入れる病院や、発熱外来の設置、軽症者を受け入れる施設など、一定の確保が進んできています。

村民の皆様には、これまで大変ご不便、ご苦勞をおかけいたしました。皆様のご理解とご協力に、改めて感謝申し上げます。

今回、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスとの戦いは、終わったわけではありません。今後も感染症拡大防止のため、改めて村民の皆様へ下記の点について、お願いいたします。

- 咳エチケットや手洗い等の基本的な感染症対策を徹底してください。
- 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3つの密を避けてください。
- 不要・不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来を自粛してください。
- 新型コロナウイルスの陽性になった方や、その関係者に対する差別や偏見は、しないようお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、地域を守ることにつながります。引き続き村民の皆様方のご協力をお願いいたします。

令和2年5月18日

中島村長 加藤 幸一